

コミュニティ交付金

(令和8年4月1日改訂版)

事務の手引き



東員町 地域づくり応援課

・ ・ ・ も く じ ・ ・ ・

1. コミュニティ交付金とは？	・・・	1
2. 交付金の限度額の算出方法について	・・・	1
3. 交付対象事業について	・・・	2
①自治会運営	・・・	2
②視察研修	・・・	2
③消耗品	・・・	2
④備品	・・・	2
⑤施設整備	・・・	3
⑥集会所運営	・・・	3
⑦公園・広場整備	・・・	3
対象外費用について	・・・	3
保険の取り扱い年度について	・・・	4
4. 事務手続きの流れ	・・・	5
5. 事務手続きの詳細について	・・・	6
①交付申請・交付決定	・・・	6
②交付金の請求・支払い	・・・	6
③事業の変更・承認	・・・	7
④実績報告・額の確定	・・・	7
6. 監査について	・・・	8
7. その他の留意点	・・・	8
記入例	・・・	9

1. コミュニティ交付金とは？

東員町では、自治会活動により、みんなが支え合い自立した地域を創り、住民自治の振興に寄与することを目的に、「コミュニティ交付金」を交付します。



この交付金制度は、自治会が自らの判断と工夫により、地域の振興を深め、発展させることを支援する制度です。一定の算定基準により限度額を設け、事業計画に基づき柔軟に交付金を活用することができます。

2. 交付金の限度額の算出方法について

- 交付金には、均等割や自治会加入世帯数に応じ、下記の算出方法による「交付金の限度額」があります。
- 交付金の額は、事業計画に要する費用で、交付金の限度額が上限です。
- 交付金の交付を受けるには、交付申請をする必要があります。

※「交付金の限度額」は、次の2つの合計額です。

$$\text{交付金の限度額} = \text{① 均等割} + \text{② 世帯割}$$

①・②の額は、下記の基準で算出します。

① 均等割 自治会に定額で配分される額

↓ 自治会につき **300,000円**

② 自治会加入世帯割 700円 × 自治会加入世帯数 (※)

※申請日の前年10月の自治会加入世帯数

(地域づくり応援課へ報告した世帯数)

(参考) ※自治会加入世帯数が225世帯の自治会の場合

① 均等割 **300,000円**

② 自治会加入世帯割
700円 × 225世帯 = **157,500円**

合計 (交付金の限度額) **457,500円**

3. 交付対象事業について

- 交付対象は、自治会の自主・自律を推進し、住民自治の振興を目的とした、自治会が自主的に取り組む活動と町が依頼する回覧などの共同活動に係る経費です。次の事業が対象になります。

① 自治会運営

対象費用 ○	祭り・親睦会・文化祭・研修会等の開催 (屋台機器・会場設備等リース料、会場使用料、講師等謝礼、印刷費、消耗品費 など) 自治会長等報酬(交付金総額の3割以内)
対象外費用 ×	飲食費、食材購入費、酒類購入費、景品代、町指定ごみ袋代、謝礼、慶弔費

② 視察研修

対象費用 ○	先進市町村・自治会等への視察 (バス借上げ料、有料道路通行料、旅行保険料、施設入場料、講師謝礼)	
対象外費用 ×	娯楽・親睦・観光を目的とした旅行 飲食費、飲食物購入費、バス乗務員寸志	

③ 消耗品

対象費用 ○	自治会事務等で使用する消耗品費 (文房具、封筒、蛍光灯、トナーカートリッジ、防犯用品 など)	
対象外費用 ×	世帯に配付する物品購入費	

④ 備品

対象費用 ○	自治会で使用する備品購入費 (パソコン関連機器、プリンター、コピー機、エアコン、ワイヤレスアンプ、座布団、机、椅子、収納ロッカー、簡易倉庫、運動用品(道具・衣類) など) 自治会備品修繕料	
対象外費用 ×	個人で使用する備品購入費、備品修繕料 備蓄品購入費(非常食・保存水 など)	

⑤施設整備

対象費用 ○	施設修繕料 (塗装、屋根、窓、建具、カーテン、畳、湯沸し器、ガスコンロ、キッチン、トイレ、駐車場、舗装、污水配管、排水路、電気器具 など)	
対象外費用 ×	借地料	

⑥集会所運営

対象費用 ○	集会所・公民館の運営費 (光熱水費、通信費、振込手数料、郵送料、印刷機のリース代 など)
対象外費用 ×	借地料、自治会員へ支払う集会所管理費 町負担により設置した防犯灯の電気料金

⑦公園・広場整備

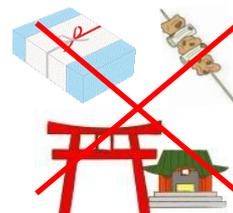
対象費用 ○	遊具整備費(新設、修繕、改修、撤去、砂補充、点検) 植栽管理費(剪定、伐採、防腐剤、消毒剤、除草剤) 施設整備費(フェンス修繕、看板設置、整地)	
対象外費用 ×	自治会員へ支払う公園・広場管理費	



対象外費用について

※ 下記の費用は交付金の対象費用になりません。

① 会員への賃金・謝礼 自治会役員報酬を含む地域共同活動事業に係る経費は対象ですが、交付総額の3割以内とします。ただし、自治会員が自治会運営へ従事したときの賃金・謝礼などは対象外です。 ※研修会などでの、自治会員以外の講師への謝礼は対象です。
② 食べ物・飲み物 祭り・親睦会・懇親会・慰労会・旅行などでの飲食費・弁当・酒類は対象外です。また、備蓄品(非常食・保存水など)も対象外です。
③ 景品費 祭り、親睦会などの景品・参加賞は対象外です。
④ 積立金・繰越金
⑤ 特定個人の営利を目的とするもの
⑥ 宗教活動・政治活動を目的とするもの 神社や墓地の修繕料や光熱水費、山車の整備などは対象外です。
⑦ 国、三重県、東員町、その他団体から補助金・交付金を受けるもの 補助金・交付金(地域づくり交付金等)を受けるものは対象外です。



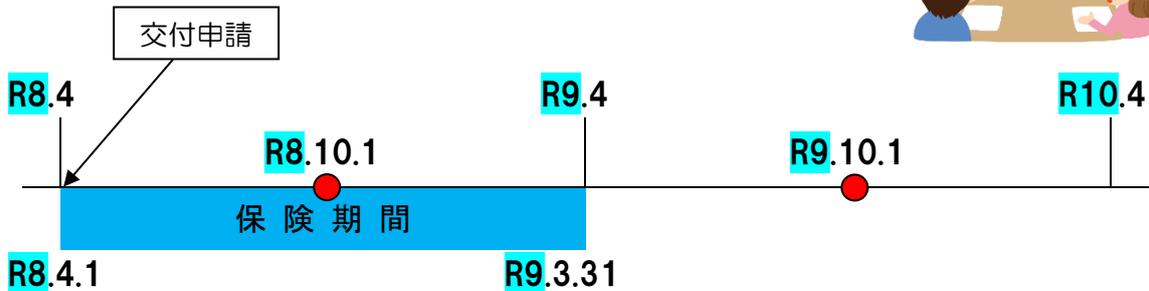


保険の取り扱い年度について

- 年間で加入している自治会活動保険や集会所の火災保険、自治会所有の自動車に係る保険は、毎年10月1日時点で加入している保険料の年額とします。
- 実績報告書は、保険期間の終了前でも提出できます。領収書などの添付は要しませんが、保険料を納めたことが分かる書類、保険証券（契約書）は自治会で大切に保管してください。（町が監査等で確認する場合があります。）

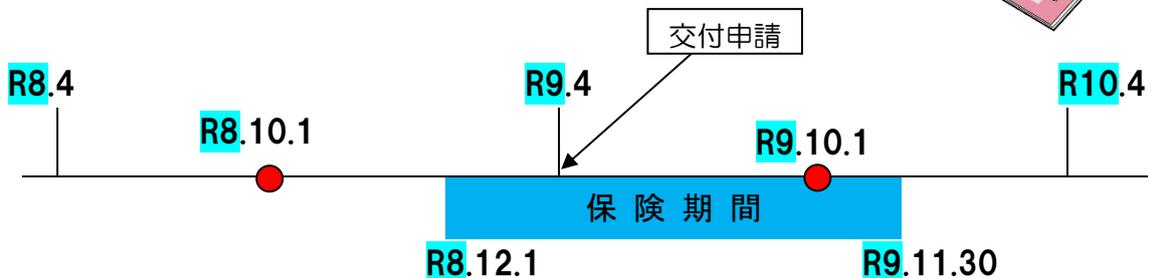
例1 保険期間：R8.4.1～R9.3.31 の場合

- ・コミュニティ交付金の対象年度は令和8年度になります。
- ・令和8年4月に交付申請をしてください。



例2 保険期間：R8.12.1～R9.11.30 の場合

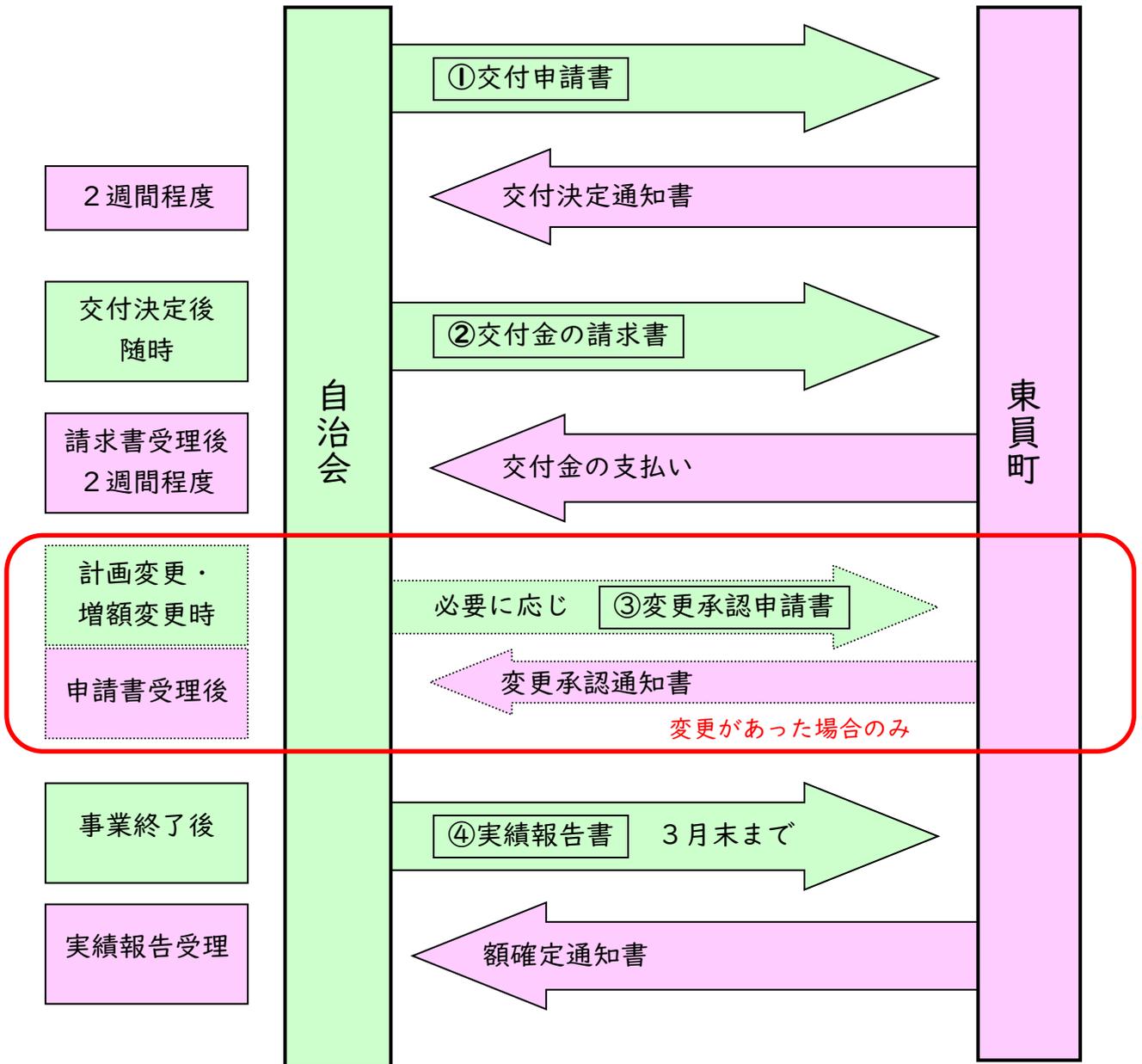
- ・コミュニティ交付金の対象年度は令和9年度になります。
- ・令和9年4月に交付申請をしてください。



4. 事務手続きの流れ

4月から受付可能

～ 年間スケジュール ～



5. 事務手続きの詳細について

① 交付申請・交付決定

(1) 交付申請書の提出【自治会】

総会などで話し合われた年間事業計画を基に、次の書類をご提出ください



- ・コミュニティ交付金交付申請書（第1号様式）
- ・コミュニティ交付金事業計画書
- ・コミュニティ交付金事業収支予算書
- ・自治会総会資料（自治会収支予算書が確認できる書類）の写し

- ※ 交付申請限度額は、「300,000円 + 700円 × 世帯数」です。
- ※ 世帯数は、前年の10月1日現在の自治会加入世帯数をご記入ください。（前年、地域づくり応援課へ報告していただいた世帯数です）。
- ※ 事業計画書と事業収支予算書は、自治会の年間事業計画の内、コミュニティ交付金の対象となる事業のみをご記入ください。
- ※ 自治会総会資料を添付してください。ただし、総会が4月以降の自治会は、総会開催後速やかに提出してください。なお、見積書の添付は不要です。
- ※ 4月中に事業を実施する場合は、事業実施前までに申請書をご提出ください。
- ※ 4月初旬に行う事業を対象経費として計上したい場合は、事前に地域づくり応援課へご相談下さい。

(2) 交付決定通知書の送付【町】

提出された申請書の内容を審査し、適正であればコミュニティ交付金交付決定通知書（第2号様式）をお渡しします。

② 交付金の請求・支払い

(1) 請求書の提出【自治会】

交付決定通知書が届きましたら、お早めに次の書類をご提出ください。

- ・コミュニティ交付金請求書（第3号様式）

(2) 交付金の支払い【町】

請求書提出後、約2週間程度で、ご指定の口座に交付金をお支払いします。振込日は、10日または25日（土日祝の場合は翌日）になります。

③事業の変更・承認

(1) 変更承認申請書の提出【自治会】

当初計画をしていなかった事業を実施する場合(例1)や、交付限度額未済で申請しており、当初計画より対象費用が増額になる場合(例2)は、次の書類をご提出ください。



- ・コミュニティ交付金事業変更承認申請書(第4号様式)
- ・コミュニティ交付金事業計画書(変更)
- ・コミュニティ交付金事業収支予算書(変更)

例1) 当初計画していた事業の費用を抑え(または中止)、新たに別の事業を行う場合。

例2) 交付限度額未済で申請したが、計画の見直しにより必要物品数が増え、交付申請額を増額する場合。

●次の場合は、変更承認申請は不要です。実績報告にて変更を承認します。

- ・当初計画していた事業の一部を中止(または変更)する場合。
- ・交付限度額で申請した場合で、当初計画していた事業費を変更する場合。
- ・交付決定金額の変更をきたさない、事業計画の軽微な変更。

(2) 変更承認通知書の送付【町】

提出された変更承認申請書を審査し、適正であれば**コミュニティ交付金変更承認通知書**(第2号様式)をお渡しします。

④実績報告・額の確定

(1) 実績報告書の提出【自治会】

計画事業が終了しましたら、速やかに次の書類をご提出ください。

- ・コミュニティ交付金実績報告書(第5号様式)
- ・コミュニティ交付金事業報告書
- ・コミュニティ交付金事業精算書
- ・事業実施写真
- ・自治会総会決算資料(監査報告のあるもの)の写し
- ・その他(必要に応じて)

※ 実績報告書は、計画事業が全て終了しましたら、速やかにご提出ください。

※ 領収書などの添付は要しませんが、証拠書類等は自治会で大切に保管してください。(町が監査等で確認する場合があります。)

(2) 額確定通知書の送付【町】

提出された実績報告書を審査し、適正であれば、最終の交付の額を確定し、**コミュニティ交付金額確定通知書**（第6号様式）を通知します。

(3) 過払金の返還【自治会】

事業の中止などにより、「交付確定額」が「既に交付を受けた額」を下回った場合（交付確定額 < 既に交付を受けた額）は、町より次の書類を額確定通知書に同封しますので、過払金を指定の金融機関でご返納ください。

・ **コミュニティ交付金過払金返還請求書**（第7号様式）

・ **納付書**

（上記書類は町から送付します。）

6. 監査について

交付金が適正に活用されているか、調査する場合がありますので、交付金にかかる帳簿・領収書などは自治会で大切に保存してください。交付金が適正に活用されていない場合は、交付金を返還していただくことがあります。



7. その他の留意点

- 業者の選定については、できるだけ町内の業者を選定していただき、また、交付金を有効活用するため、高額なものは相見積りを取るなどして事業費を抑えていただきますようお願いいたします。
- ご不明な点は、遠慮なく下記までお問い合わせください。



☎511-0295 東員町大字山田1600番地

東員町役場 地域づくり応援課

連絡先 電話 0594-87-5050 FAX 0594-86-2858

交付申請時に提出するもの

4月1日から受付を開始します。(閉庁日を除く)

- コミュニティ交付金交付申請書（第1号様式）
- コミュニティ交付金事業計画書
- コミュニティ交付金事業収支予算書

記入例

第1号様式（第7条関係）

コミュニティ交付金交付申請書

令和8年 4月 ●日

東員町長 水谷 俊郎 様

申請者 住所 東員町●●●1234番地
自治会名 ●●●自治会
代表者 東員 太郎

認可地縁団体の自治会の場合は、主たる事務所の住所

東員町コミュニティ交付金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付金の交付を申請します。

交付金の限度額以下の金額を記入
※交付限度額もしくは、収支予算書の対象費用の合計額が申請額となります。

1 交付申請額 457,500 円

2 交付金の限度額の算出

均等割 1自治会当たり 300,000円
自治会加入世帯割 1世帯当たり 700円×225 = 157,500円

合計 457,500 円

前年の10月1日時点の自治会加入世帯数を記入してください。

3 添付書類

コミュニティ交付金事業計画書
コミュニティ交付金事業収支予算書
その他町長が必要と認める書類

コミュニティ交付金事業計画書

事業計画 (事業主体 ●●●自治会)

事業名	開催日	事業内容
自治会運営	令和8年 8月11日	●●●自治会夏祭り 地域の親睦を深めるため、■■■公園で、夏祭りを開催する。(照明設備のリース料) 役員報酬(自治会長15万円、3役15万円)
視察研修 (行き先) (▲▲市○○町)	令和8年 9月7、8日	地域での見守りの先進地である○○自治会へ視察研修を実施する。 (バス借上料、有料道路通行料)
消耗品	令和8年4月 ～ 令和9年3月	自治会事務の消耗品を購入する。
備 品	令和9年2月	パイプ椅子を40脚購入する。
施設整備	令和8年11 月	●●●集会所トイレ改修 ●●●集会所のトイレが古くなってきたため、改修を実施する。
集会所運営	令和8年4月 ～ 令和9年3月	集会所の水道代、電気代、電話代、ガス代、通信費。
公園・広場整備	—	実施予定なし
保 険	令和8年 4月1日～ 令和9年 3月31日	自治会活動保険 (225世帯の自治会活動保険に加入する) 集会所の火災保険料・自動車保険(強制・任意)

実施予定のない事業については、「実施予定なし」と記入してください。

コミュニティ交付金事業収支予算書

役員報酬は交付金の限度額の3割以内が対象費用となります。

1 事業支出内訳 (単位:円) (事業主体 ●●●自治会)

事業名	総事業費 (A)	対象外費用 (B)	対象費用 (A)-(B)
自治会運営	350,000	250,000	100,000
役員報酬等	300,000	162,750	137,250
視察研修	160,000	60,000	100,000
消耗品	50,000	0	50,000
備品	40,000	0	40,000
施設整備	100,000	0	100,000
集会所運営	55,000	0	55,000
公園・広場整備	0	0	0
保険	40,000	0	40,000
合計	1,095,000	472,750	622,250

2 事業収入内訳 (単位:円)

事業費の合計 = 事業収入の合計

自治会費	その他	コミュニティ交付金	合計
577,500	60,000	457,500	1,095,000

参加費を求めた場合は、その他に加える。

交付金の請求時に提出するもの

町から交付決定通知（第2号様式）が交付された後、提出してください。

- ・コミュニティ交付金請求書（第3号様式）

第3号様式（第9条、第12条関係）

令和7年4月1日より押印が不要になりました。
代わりに、連絡先欄に代表者もしくは請求書作成者
（会計担当者等）の連絡先の記入が必要となります。

コミュニティ交付金請求書

令和8年 ●月●●日

東員町長 水谷 俊郎 様

申請者 住所 東員町●●●1234番地
自治会名 ●●●自治会
代表者 東員 太郎
連絡先 090-XXXX-XXXX

令和8年 ●月 ●日付け 東員指令 第●●号で交付決定されたコミュニティ交付金について、東員町コミュニティ交付金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

交付決定額を記入

1 請求金額 金 457,500 円

2 振込口座

金融機関名	□□□	銀行・農協 信用金庫	■ ■ ■	本店・支店 出張所・支所
預金種別	普通・当座	口座番号	123456	
(フリガナ)	○○○ジチカイ カイケイ △△ △△			
口座名義	●●●自治会 会計 ▲▲ ▲▲			

事業内容の変更時に提出するもの

コミュニティ交付金は予算科目を変更する場合は変更申請が必要となります。

- ・コミュニティ交付金事業変更承認申請書
(第4号様式)
- ・コミュニティ交付金事業計画書 (変更)
- ・コミュニティ交付金事業収支予算書 (変更)

第4号様式（第10条関係）

コミュニティ交付金事業変更承認申請書

令和●●年●●月●●日

東員町長 水谷 俊郎 様

申請者 住所 東員町●●●1234番地

自治会名 ●●●自治会

代表者 東員 太郎

交付決定通知書の日付・番号を記入

令和7年●●月●●日付け 東員指令 第●●号で交付決定のあったコミュニティ交付金について、その事業の内容を変更したいので、東員町コミュニティ交付金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由

自治会地域内にある公園の遊具が壊れたため修繕を行う。

2 変更の内容

・公園・広場整備事業として、公園の遊具の修繕を追加する。

3 変更後の金額 457,500 円
(交付決定を受けた額 457,500 円)

4 添付書類

コミュニティ交付金事業計画書（変更）

コミュニティ交付金事業収支予算書（変更）

当初の申請において、既に交付金の限度額で申請を行っているため、予算書（変更）の対象費用は、772,250円だが、変更後の金額も、交付限度額である、457,500円を記入。

コミュニティ交付金事業計画書（変更）

事業計画 (事業主体 ●●●自治会)

事業名	開催日	事業内容
自治会運営	令和8年 8月11日	●●●自治会夏祭り 地域の親睦を深めるため、■■■公園で、夏祭りを開催する。(照明設備のリース料) 役員報酬(自治会長15万円、3役15万円)
視察研修 (行き先) (▲▲市○○町)	令和8年 9月7、8日	地域での見守りの先進地である○○自治会へ視察研修を実施する。 (バス借上料、有料道路通行料)
消耗品	令和8年4月 ～ 令和9年3月	自治会事務の消耗品を購入する。
備 品	令和9年2月	パイプ椅子を40脚購入する。
施設整備	令和8年11月	●●●集会所トイレ改修 ●●●集会所のトイレが古くなってきたため、改修を実施する。
集会所運営	令和8年4月 ～ 令和9年3月	集会所の水道代、電気代、電話代、ガス代、通信費。
公園・広場整備	令和8年 9月11日	●●公園の遊具修繕 遊具が壊れたため、修繕を行う。
保 険	令和8年 4月1日～ 令和9年 3月31日	自治会活動保険 (225世帯の自治会活動保険に加入する) 集会所の火災保険料・自動車保険(強制・任意)

新規の事業を追加記入

コミュニティ交付金事業収支予算書（変更）

役員報酬は交付金の限度額の3割以内が対象費用となります。

1 事業支出内訳（単位：円）（事業主体 ●●●自治会）

事業名	総事業費 (A)	対象外費用 (B)	対象費用 (A)-(B)
自治会運営	(350,000) 350,000	(250,000) 250,000	(100,000) 100,000
役員報酬等	(300,000) 300,000	(162,750) 162,750	(137,250) 137,250
視察研修	(160,000) 160,000	(60,000) 60,000	(100,000) 100,000
消耗品	(50,000) 50,000	(0) 0	(50,000) 50,000
備 品	(40,000) 40,000	(0) 0	(40,000) 40,000
施設整備	(100,000) 100,000	(0) 0	(100,000) 100,000
集会所運営	(55,000) 55,000	(0) 0	(55,000) 55,000
公園・広場整備	(0) 150,000	(0) 0	(0) 150,000
保 険	(40,000) 40,000	(0) 0	(40,000) 40,000
合 計	(1,095,000) 1,245,000	(472,750) 472,750	(622,250) 772,250

2 事業収入内訳（単位：円）

自治会費	その他	コミュニティ交付金	合計
(577,500) 727,500	(60,000) 60,000	(457,500) 457,500	(1,095,000) 1,245,000

※ 上段に変更前の金額を（ ）書きで記入し、下段に変更後の金額を記入してください。

実績報告時に提出するもの

年度末までに提出してください。(閉庁日を除く。)

- ・コミュニティ交付金実績報告書 (第5号様式)
- ・コミュニティ交付金事業報告書
- ・コミュニティ交付金事業清算書

第5号様式（第11条関係）

コミュニティ交付金実績報告書

令和●年●●月●●日

東員町長 水谷 俊郎 様

申請者 住所 東員町●●●1234番地
自治会名 ●●●自治会
代表者 東員 太郎

交付決定通知書（変更承認申請をしている場合は変更承認通知書）の日付・番号を記入

令和●年 ●月 ●日付け 東員指令 第●●号で交付決定のあったコミュニティ交付金について、東員町コミュニティ交付金交付要綱第11条の規定により、実績を下記のとおり報告します。

記

コミュニティ交付金事業精算書の対象費用の合計金額を記入

1 実績金額

実績対象費用	636,950 円
交付決定（変更承認）額	457,500 円
既に交付を受けた額	320,250 円

2 添付書類

コミュニティ交付金事業報告書
コミュニティ交付金事業精算書
その他町長が必要と認める書類

コミュニティ交付金事業報告書

1 事業計画 (事業主体 ●●●自治会)

事業名	開催日	事業内容
自治会運営	令和8年 8月11日	●●●自治会夏祭り 地域の親睦を深めるため、■■公園で、夏祭りを開催する。(照明設備のリース料) 役員報酬(自治会長15万円、3役15万円)
視察研修 (行き先) (▲▲市○○町)	令和8年 9月14、15日	地域での見守りの先進地である○○自治会へ視察研修を実施し、21人が参加した。 (バス借上料、有料道路通行料)
消耗品	令和8年4月 ～ 令和9年3月	自治会事務の消耗品を購入した。 封筒 100枚、インクカートリッジ 5個 軍手 10枚、ファイルケース 30個
備 品	令和9年 2月11日	パイプ椅子を20脚購入した。
施設整備	中止	来年度に事業を延期した。
集会所運営	令和8年4月 ～ 令和9年3月	集会所の水道代、電気代、電話代、ガス代、通信費。
公園・広場整備	令和8年 9月11日	●●公園の遊具修繕 遊具が壊れたため、修繕を行った。
保 険	令和8年 4月1日～ 令和9年 4月31日	自治会活動保険 (225世帯の自治会活動保険に加入する) 集会所の火災保険料・自動車保険(強制・任意)

当初40脚を購入する予定だったが、実績報告では実購入数を記入

実績報告時に、中止事業がある場合は記入
(中止の場合は、変更承認申請は不要です)

コミュニティ交付金事業精算書

役員報酬は交付金の限度額の3割
以内が対象費用となります。

1 事業支出内訳(単位:円) (事業主体 ●●●自治会)

事業名	総事業費 (A)	対象外費用 (B)	対象費用 (A)-(B)
自治会運営	(350,000) 332,000	(250,000) 232,000	(100,000) 100,000
役員報酬等	(300,000) 300,000	(162,750) 162,750	(137,250) 137,250
視察研修	(160,000) 132,000	(60,000) 57,000	(100,000) 75,000
消耗品	(50,000) 47,500	(0) 0	(50,000) 47,500
備 品	(40,000) 34,800	(0) 0	(40,000) 34,800
施設整備(中止)	(100,000) 0	(0) 0	(100,000) 0
集会所運営	(55,000) 53,900	(0) 0	(55,000) 53,900
公園・広場整備	(150,000) 149,000	(0) 0	(150,000) 149,000
保 険	(40,000) 39,500	(0) 0	(40,000) 39,500
合 計	(1,245,000) 1,088,700	(472,750) 451,750	(772,250) 636,950

2 事業収入内訳(単位:円)

自治会費	その他	コミュニティ交付金	合計
(727,500)	(60,000)	(457,500)	(1,245,000)
571,200	60,000	457,500	1,088,700

※ 上段に申請時又は変更承認の金額を () 書きで記入し、下段に実績の金額を記入してください。

()内に申請・変更承認申請時の金額を記入
下段に実績金額を記入